

事務連絡
令和3年8月17日

岡山県商工会議所連合会
岡山県経営者協会
（一社）岡山経済同友会
岡山県中小企業団体中央会
岡山県商工会連合会

} 会員企業各位

岡山県保健福祉部
新型コロナウイルス感染症対策室

新型コロナウイルス感染症の抗原簡易キットの配布希望調査について

本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進につきましては、平素から御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

県内では、先月以降、会社関係のクラスターも発生するなど、感染が急速に拡大し、医療提供体制にも影響を及ぼしつつあります。

そうした中、厚生労働省では、陽性者を早期に発見することによって感染拡大を防止する観点から、医療機関・高齢者施設等を対象とした抗原簡易キット配布事業（以下「配布事業」という。）を実施しております。

本県では、感染拡大を抑えるため、配布事業について、県内企業の従業員用にも配布していただけるよう厚生労働省と調整したいと考えており、次のとおりキットの配布希望調査を実施させていただきたいと存じます。

なお、厚生労働省における調整により配布がなされないこともありますので、御承知願います。

記

1 配布用途

出勤後、従業員に発熱、せき、のどの痛み等の症状が現れた場合に、その従業員に対し、社内診療所、又は連携して検査・診療・診断を行う医療機関（以下「連携医療機関」という。）において検査を実施するものです。

2 対象事業所

(1) 社内診療所を持つ事業所

(2) 医療機関と連携して検査・診療・診断を行うことのできる事業所

※ 配布先を社内診療所又は連携医療機関とすることのできる事業所とします。

3 配布先

(1) 社内診療所

(2) 連携医療機関

※ キットは、厚生労働省から（1）又は（2）へ直送されますので、配布を希望される場合は、社内診療所又は連携医療機関との事前調整をお願いします。

4 配布数量

配布希望のあった数量となりますが、全国の希望数量が確保数量を上回るな

どした場合は、厚生労働省で調整がなされます。

5 配布時期
9月以降

6 抗原簡易キットの使用方法

検体採取は、別紙資料「抗原簡易キット使用に当たっての留意事項等」の3②を踏まえて、社内診療所又は連携医療機関の医療従事者の管理下で行うこととしてください。

7 使用実績の報告について

配布事業によりキットの配布を受け、かつキットを使用した場合は、厚生労働省への定期報告のため、様式2により使用した月の翌月10日までに県に報告していただくことになります。なお、使用がない場合は報告不要です。

8 提出書類及び提出期限

配布希望がありましたら、様式1の調査票を、令和3年8月27日（金）までに提出願います。なお、配布希望がない場合は、提出不要です。

9 提出方法

下記宛先へメールにより提出してください。

<宛先> 岡山県保健福祉部新型コロナウイルス感染症対策室
総合調整グループ 齊藤あて
Email : corona@pref.okayama.lg.jp

<お問い合わせ先>

〒700-8570

岡山市北区内山下2丁目4番6号

岡山県保健福祉部

新型コロナウイルス感染症対策室

総合調整グループ（担当：齊藤）

TEL(086)226-7960